

ナスダック・ジャパン市場外国株券振替決済制度要綱

平成 13 年 2 月 20 日
大阪証券取引所

項目	内容	備考
総則		
1 外国株券の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・大阪証券取引所(以下「本所」という。)において取り扱うナスダック・ジャパン市場外国株券(新株引受権証書を含む。以下「外国株券」という。)の売買等の決済は、以下のとおり取り扱うものとする。	
2 口座管理機関等	<ul style="list-style-type: none">・外国株券の売買等の決済は、振替決済制度により行うものとし、振替決済に係る口座を管理する機関はシティバンク、エヌ・エイ(以下「決済会社」という。)とする。	
3 参加者	<ul style="list-style-type: none">・参加者は本所の正会員(以下「会員」という。)及び大阪証券金融株式会社とする。	
4 口座の開設	<ul style="list-style-type: none">・会員は、顧客のために口座を開設する。・決済会社は、参加者のために口座を開設する。	
5 決済事務の委任	<ul style="list-style-type: none">・本所は、外国株券の売買の決済に関し、本所が定める以下の事務を決済会社に委任する。 　　外国株券の当日取引及び普通取引に係る売買の決済に関する口座の振替並びに当該口座の振替に係る外国株券の保管に関する事務 　　に関する有価証券引渡票による決済及び当該有価証券引渡票に係る貸借の決済に関する事務・会員は外国株券の売買等の決済について、上記の事務に関して、決済会社が本所の承認を受けて定めるところにより行うこととする。	
6 保管機関	<ul style="list-style-type: none">・決済会社は、本所と協議のうえ指定する保管機関(以下「現地保管機関」という。)を定め、寄託株券の保管等の事務を委任する。	

決済方法	
1 取引所取引の決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・外国株券の売買の決済に係る有価証券の授受は、本所との間において、決済会社における口座の振替により行うものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって決済会社に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が決済会社に行うものとする。
2 その他の決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・決済会社は、渡方参加者及び受方参加者の指図に基づき、当該会員間の口座の振替を行う。
3 口座振替の効力発生の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1、2の場合において、受方参加者の口座に振替数量が記帳されたときに共有権が移転する。 ・顧客については、参加者が当該顧客の口座に買付数量等の記帳を行ったときに、当該顧客に共有権の移転が行われるものとする。
株券の預託・返還	
1 株券の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・決済会社は、参加者から外国株券の預託を受けたときは、現地保管機関から振替完了通知を受けたのち、当該預託に係る数量等を参加者口座に記帳する。
2 株券の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・決済会社は、参加者から外国株券の返還請求を受けたときは、現地保管機関から振替完了通知を受けたのち、返還請求に係る数量等を参加者口座に減少記帳する。

実質株主に対する株式事務 1 株式事務取扱機関の指定 2 配当金支払取扱銀行の指定 3 参加者の株式事務等の決済会社に対する委任等 4 配当金の取扱い 5 新株引受権等の処理 6 株主総会における議決権の行使 7 諸通知		<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社は、本所の承認を得て、株式事務取扱機関を指定するものとする。 ・発行会社は、本所の承認を得て、配当金支払取扱銀行を指定するものとする。 ・決済会社は、預託株券につき、株式事務及び配当金支払事務（以下「株式事務等」という。）について、参加者から委任を受ける。 ・決済会社は、参加者から委任を受けた株式事務等の一部又は全部を、株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行に委任する。 ・配当金は、決済会社が発行会社から一括して受領し、配当金支払取扱銀行を通じ、口座振込等により実質株主へ支払う。 ・配当金の支払いは、すべて円貨で行う。 ・新株引受権が付与される場合、株式分割等により新株式が割り当てられる場合及び減資等が行われる場合の処理については、外国証券取引口座約款に基づき取り扱う。 ・預託株券に係る株主総会の議決権は、実質株主の指示により、決済会社が行使する。ただし、指示がない場合には議決権を行使しない。 ・上記における指示は、決済会社が指定する日までに、実質株主が直接株式事務取扱機関に所定の書類を送付することにより行う。 ・実質株主に対し、株主総会議案等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、発行会社から諸通知を受領し、これを実質株主に関する資料に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行う。
--	--	---

その他		
1 参加者自己分通知書	・参加者は、預託株券の残高につき、自己分と委託分の別を、所定の参加者自己分通知書により、決済会社に報告するものとする。	
2 振替等手数料	・本所は振替等手数料を別途定める。	
3 実施日	・本制度は平成 年 月 日から実施する。	

以 上